

平成 28 年 5 月 23 日
調査及び立法考査局
政治議会調査室・課

◆御依頼日： 5 月 18 日

◆御依頼内容

公職選挙法第 1 条の目的規定について、OECD や近隣東アジア諸国等の「公職選挙法の目的規定」について、比較できる資料。

※比較表になっている文献があれば、必ず含めること。

御依頼いただきました件につきまして、OECD 加盟国（我が国を除いた 33 か国）と台湾の選挙法を調査いたしました。我が国の公職選挙法と同様に、法律の冒頭に目的規定（条文や条文の見出しで「目的」に言及している規定）を設けている例は余り多くありませんでしたが、該当する以下の国について、条文の英訳の打ち出しを御用意いたしました。なお、調査した範囲では、各国の目的規定が比較表になっている文献は見当たりませんでした。よろしくお願ひ申し上げます。

○韓国：公職選挙法第 1 条

国民の自由意思及び民主的な手続に基づいた公平な選挙の実施並びに選挙に関する不正の防止を通じて、民主政治の発展に貢献することを法律の目的としています。

<http://www.nec.go.kr/engvote_2013/upload/Public_Official_Election_Act.zip>

○スペイン：国民代表法第 1 条

下院議員、上院議員、地方議会議員及び欧州議会議員等の選挙を規律することを法律の目的としています。

<http://www.juntaelectoralcentral.es/cs/jec/documentos/LOREG_ENG>

○トルコ：議会選挙法第 1 条

議会選挙の手続等に関する原則等、選挙区への議席配分等、選挙日程等、選挙権及び被選挙権等を規律することを法律の目的としています。

<<http://www.legislationline.org/download/action/download/id/1310/file/bbf6e67f60e5492350474eaa9e9a.pdf>>

○ノルウェー：国民代表法第 1 章第 1 条

自由選挙かつ直接選挙の下、秘密投票によって、国民が議会及び地方議会に代表を選出できる条件を確立することを法律の目的としています。

<https://www.regjeringen.no/globalassets/upload/krd/kampanjer/valgportal/regelverk/representation_of_the_people_act170609.pdf>

○メキシコ：選挙組織手続法第1条第1項

選挙に関する組織及び手続に関する規定を設け、連邦と州等の間において選挙に関する責任を配分し、連邦の選挙管理機関と地方機関の関係を確立することを法律の目的としています。

<http://portal.te.gob.mx/sites/default/files/page/2015/08/gen_law_elect_instit_proced_mod_pdf_87463.pdf>

担当：政治議会課 那須俊貴（内線：衆議院から 98-21913/ 参議院から 970-21913）